



4 医 第 7 3 3 号
令和 4 年 6 月 1 4 日

各訪問看護ステーション開設者 様

京都府健康福祉部医療課長
(公 印 省 略)

在宅医療推進基盤整備事業（京都府訪問看護ステーション支援事業）の
交付申請書の提出について

平素は、京都府の健康福祉行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
在宅医療推進基盤整備事業（京都府訪問看護ステーション支援事業）につきまして、今年
度においても事業を実施しますので、当該事業を実施しようとする場合は、下記のとおり交
付申請書を提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 交付申請書提出期限 令和4年8月31日（水）必着
- 2 提出方法 担当あて郵送
※封筒に朱書きで「訪問看護ST補助金書類在中」と記入してください。
- 3 提出書類
 - (1) 別紙様式1
 - (2) 別紙1-1
 - (3) 別紙1-2
 - (4) 予算書抄本
 - (5) 添付書類（口座振替依頼書、購入（予定）車両の見積書（写し）等）
※様式（電子版）は、京都健康医療よろずネットのお知らせ欄に6月14日付けで掲
載しております。
※口座振替依頼書のみ、押印が必要です。
- 4 留意事項
 - (1) 交付申請書チェックリスト（資料1）及び記入例を確認のうえ、書類を作成してくだ
さい。
 - (2) 申請期限までに事業者指定を受けていない訪問看護ステーションは、令和5年3月3
1日までに事業者指定された場合に補助の対象となります。
 - (3) 本依頼文の送付により、補助金の交付を確約するものではありません。
 - (4) 交付申請額が予算額を上回った場合、調整率をかけて交付決定額を一律に減額させて
いただくことがあります。

担当 〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部医療課地域医療係 門谷
TEL: 075-414-4745
MAIL: s-kadotani43@pref.kyoto.lg.jp

在宅医療推進基盤整備事業（京都府訪問看護ステーション支援事業）実施要領

（趣旨）

第1条 本実施要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項における都道府県知事が指定する指定居宅サービス事業者のうち同法第8条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を実施する事業所及び健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項における厚生労働大臣が指定する指定訪問看護事業者（病院及び診療所を除く。以下「訪問看護ステーション」という。）の備品整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業の実施者）

第2条 京都府内に訪問看護ステーションを設置する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

（補助対象経費等）

第3条 補助の対象とする経費は、補助対象事業者が京都府内に訪問看護ステーションを新規開設又は既設の訪問看護ステーションにおいて当該年度の4月1日以降に、事業所従事者（保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）を新規雇用若しくは増員した場合に、新規雇用者数又は増員数に応じて新たに購入する訪問専用の自動車、原動機付自転車、自動二輪車及び電動アシスト自転車の整備費（以下「訪問専用自動車等整備事業」という。）とする。

2 新規雇用者数又は増員数に応じて新たに購入する訪問専用の自動車、原動機付自転車、自動二輪車及び電動アシスト自転車の補助上限台数は、別表1に掲げるとおりとする。

3 補助対象事業に対して交付する補助金の額を算出する場合の基準額、対象経費、補助率及び交付額の算定方法は、別表2に掲げるとおりとする。

4 補助対象となる訪問専用自動車等整備事業の事業実施期間は、当該予算年度の4月1日以降に車両購入に係る事業に着手し、翌年3月末までに車両購入（所有権移転及び支払い）が完了するものとする。

5 補助金の交付は、補助金等の交付に関する規則（昭和35年7月1日京都府規則第23号。以下「規則」という。）及び京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき行うものとする。

（交付申請）

第4条 事業実施者は、別途通知する日までに補助金交付申請書（別紙様式1）を京都府知事に提出するものとする。

2 交付決定前に事業に着手する場合は、事前着手届（別紙様式2）を提出するものとする。

（実績報告）

第5条 事業実施者は、事業完了後10日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い時期までに事業実績報告書（別紙様式3）を、京都府知事に提出するものとする。

2 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、速やかに仕入控除税報告書（別紙様式4）により知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

別表 1

補助上限台数は、下記の(1)により算出する(訪問専用自動車等の補助上限台数合計(A))。ただし、訪問専用自動車等の補助上限台数合計(A)が(2)により算出された訪問専用自動車等の補助上限台数合計(B)を上回る場合は、訪問専用自動車等の補助上限台数合計(B)を本事業所の補助上限台数とする。

(1) 年間平均増員人数(実人員)に伴う補助上限台数

年間平均増員人数(実人員)	訪問専用自動車等の補助上限台数合計(A)
0.5人以上1人未満	1台
1人以上1.5人未満	2台
1.5人以上	3台

(2) 年度末比較の増員人数(実人員)に伴う補助上限台数

補助対象年度末の実人員 (3月31日時点)	-	補助対象年度の実人員 (3月31日時点)	=	訪問専用自動車等の補助上限台数合計(B)

※訪問専用自動車等の補助上限台数合計(B)が1未満の事業所は補助対象外とする。
 ※補助上限台数は最大で3台とする。

別表 2

1 補助対象事業	2 補助基準額	3 対象経費	4 補助率	5 交付額の算定方法
訪問専用自動車等整備事業	車両1台あたりの補助基準額 自動車 900千円 自動二輪・原付 180千円 電動アシスト自転車 120千円	訪問専用自動車等の経費。及び自家用自動車に係る経費。各種税金を但し、係る各税を除く。	1/2以内	3 対象に台を乗し、比較して、交付額を算定する。